

大阪市立子ども文化センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立子ども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「西区北堀江4丁目」を「此花区西九条6丁目」に改める。

第3条に次の3項を加える。

- 2 第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、前項各号に掲げる事業を大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）の施設内において行うことができる。この場合においては、指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認に係る事項を公告するものとする。
- 4 第2項後段及び前項の規定は、第2項の承認に係る事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業の内容その他市規則で定める」とあるのは「変更しようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第4項において準用する第2項」と読み替えるものとする。

第4条第2項中「第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第3条第3項の規定により、同条例第16条の規定により西部館の管理を行うもの（以下「西部館の指定管理者」という。）が、センターの施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

第5条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、大阪市立男女共同参画センター条例第3条第3項の規定により、西部館の指定管理者が、同条第1項各号に掲げる事業を行うセンターの施設については、当該事業を行う時間を供用時間とすることはできない。

第5条に次の1項を加える。

- 4 指定管理者は、前項の規定により供用時間の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

第9条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために利用するとき
- (2) 本市が実施する児童の育成を図る施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
- (3) その他市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

第19条第1号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第10条関係）

区分	使用料								日曜日、土曜日及び休日における使用
	入場料の類を徴収しない場合				入場料の類を徴収する場合				
	午前	午後	夜間	昼夜間	午前	午後	夜間	昼夜間	
ホール	30,600 円	37,800 円	34,200 円	102,600 円	45,900 円	56,700 円	51,300 円	153,900 円	左記の2割増とする
控室	1,200 円	1,500 円	1,300 円	4,000 円	1,800 円	2,300 円	2,000 円	6,100 円	

備考 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「昼夜間」とは午前9時から午後9時30分までをいう。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立こども文化センター条例第3条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

平成27年 9 月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

こども文化センターを移転し、同センターの施設の廃止及び設置を行うとともに、同センターの指定管理者が、男女共同参画センター西部館の施設内において事業を行うことができることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立こども文化センター条例 (抄)

(設 置)

第1条 大阪市立こども文化センター (以下「センター」という。) を大阪市西区北堀江4丁目  
此花区西九条6丁目  
に設置する。

(事 業)

第3条 省 略

2 第13条の規定によりセンターの管理を行うもの (以下「指定管理者」という。) は、前項各号に掲げる事業を大阪市立男女共同参画センター西部館 (以下「西部館」という。) の施設内において行うことができる。この場合においては、指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認に係る事項を公告するものとする。

4 第2項後段及び前項の規定は、第2項の承認に係る事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業の内容その他市規則で定める」とあるのは「変更しようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第4項において準用する第2項」と読み替えるものとする。

(休館日)

第4条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定によりセンターの管理を行うもの (以下「指定管理者」という。) は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 省 略

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、**大阪市立男女共同参画センター条例 (平成5年大阪市条例第21号) 第3条第3項の規定により、同条例第16条の規定により西部館の管理を行うもの (以下「西部館の指定管理者」という。)** が、センターの施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

2 省 略

3 指定管理者は、緊急の必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、供用時間を変更することができる。ただし、実施後遅滞なく市長に報告しなければならない。

大阪市立男女共同参画センター条例第3条第3項の規定により、西部

館の指定管理者が、同条第1項各号に掲げる事業を行うセンターの施設については、当該事業を行う時間を供用時間とすることはできない。

4 指定管理者は、前項の規定により供用時間の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 6歳未満の幼児で保護者の付添いがないもの

(2) - (6) 省 略

(1) (5)

(使用料)

第10条 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 施設の附属設備を使用しようとする者は、市規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を減免することができる。

(1) こどもの育成を図る事業で本市が主催し、又は共催するものために使用するとき 施設及び附属設備の使用料の全額

(2) こどもの育成を図る事業で市長が公益上必要であると認めるものために使用するとき 施設の使用料の100分の50に相当する額

(3) その他市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき 施設の使用料の100分の50に相当する額

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために利用するとき

(2) 本市が実施する児童の育成を図る施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに

相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき

(3) その他市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関すること

(2) - (3) 省 略

別表 (第6条、第10条関係)

区分			使用料						
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	終日	超過時間30分までごとに
ホール	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	31,000円	31,000円	62,000円	31,000円	62,000円	93,000円	4,500円
		その他の日	24,000円	24,000円	48,000円	24,000円	48,000円	72,000円	3,500円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	62,000円	62,000円	124,000円	62,000円	124,000円	186,000円	8,900円
		その他の日	48,000円	48,000円	96,000円	48,000円	96,000円	144,000円	6,900円
リハーサル室	日曜日、土曜日及び休日	日曜日、土曜日及び休日	4,900円	4,900円	9,800円	4,900円	9,800円	14,700円	700円
		その他の日	3,800円	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円	11,400円	600円

展示室	日曜日、 土曜日 及び休 日	6,100 円	6,100 円	12,200 円	6,100 円	12,200 円	18,300 円	900 円
	その他 の日	4,700 円	4,700 円	9,400 円	4,700 円	9,400 円	14,100 円	700 円
造形室	日曜日、 土曜日 及び休 日	3,100 円	3,100 円	6,200 円	3,100 円	6,200 円	9,300 円	500 円
	その他 の日	2,400 円	2,400 円	4,800 円	2,400 円	4,800 円	7,200 円	400 円

備考 この表において「午前」とは午前9時から午後0時30分までをいい、「午後」とは午後1時30分から午後5時までをいい、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「午後・夜間」とは午後1時30分から午後9時30分までをいい、「終日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。

別表 省 略